

緊急事態宣言発令に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、5月16日（日）から5月31日（月）の間、広島県にも「**緊急事態宣言**」が発令されました。

当クリニック健康センターでは、関連する通達並びにガイドラインを遵守し感染防止対策を徹底のうえ、従来通り、健診業務を実施いたします。

つきましては、受診される皆様におかれましては、下記の通りご理解・ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、肺機能検査につきましては、引続き当面の間、中止とさせていただきます。

記

健康診断を受診される皆様へ

- 入口にアルコール消毒液を設置しております。手指消毒のご協力をお願いいたします。
- 必ずマスク着用でのご来院をお願いいたします。健診中は各自マスクを着用していただきます。
- 健診受診当日の検温にご協力をお願いします。発熱が認められた場合は受診いただけません。
- 健診中は換気を定期的に行うため、必要な方はカーディガン等羽織るものをご用意ください。
- 密集・密接を防ぐため、1日の予約者数、受付時間の調整をしております。受付時間の厳守をお願いいたします。

- 2週間以内に以下のいずれかに該当する場合は、健康診断の日程変更をお願いしております。該当の方は、日程変更いたしますのでご連絡ください。

- ◎ 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻水、頭痛、関節痛・筋肉痛、下痢、嘔吐などの症状がある方
- ◎ 嗅覚（におい）、味覚（あじ）の低下といった症状がある方
- ◎ 健康診断を受診される過去2週間以内に、37.5℃以上の発熱があった方
- ◎ 明らかな誘因なく4～5日続く下痢等の消化器症状がある方
- ◎ 法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方
- ◎ 新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者との接触歴がある方（同居者・職場内含む）
- ◎ 新型コロナウイルスの既往があり、待機期間内の方
- ◎ 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内の方